

旭川医科大学医学部医学科の学生支援メンター委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学医学部医学科の学生支援メンター委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学医学部医学科の学生支援メンター委員会規程（令和5年旭医大達第122号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(構成)	(構成)
第4条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。	第4条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。
(1) <u>地域共生医育センター長</u>	(1) <u>地域共生医育統合センター長</u>
(2) 入学センター長	(2) 入学センター長
(3) 入学センター副センター長	(3) 入学センター副センター長
(4) 教育センター長	(4) 教育センター長
(5) 教育センター副センター長	(5) 教育センター副センター長
(6) 教育センター専任教員	(6) 教育センター専任教員
(7) 卒後臨床研修センター長	(7) 卒後臨床研修センター長
(8) 卒後臨床研修センター副センター長	(8) 卒後臨床研修センター副センター長
(9) 専門医育成・管理センター長	(9) 専門医育成・管理センター長
(10) 地域医療教育学講座の教授	(10) 地域医療教育学講座の教授

- (11) その他委員長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第11号の委員は委員長の推薦に基づき学長が委嘱する。
(略)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

【改正理由】

地域共生医育統合センターの改称に伴い、所要の改正を行うものである。

- (11) その他委員長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第11号の委員は委員長の推薦に基づき学長が委嘱する。
(略)